

## 公共下水道または農業集落排水に新規に接続した方へ補助金を交付します

申請者自らが居住する既存の住宅で新規に公共下水道または農業集落排水に接続し、町内の指定店を利用した方へ補助金を交付します。

**補助金額**◆事業費の2分の1の額(上限額20万円)  
※交付にあたっての要件については下記へお問い合わせください。

## 合併処理浄化槽の設置に補助金を交付します

住宅などに合併処理浄化槽を新設する方へ補助金を交付しています。くみ取り式のトイレをご利用の方、トイレの汚水のみを処理する単独処理浄化槽を設置している方、分家などにより新設が必要な方は、ぜひ合併処理浄化槽の設置をご検討ください。なお、公共下水道または農業集落排水の整備区域内にお住まいの方、故障などで更新する方は補助金の交付ができませんのでご注意ください。

補助金額	浄化槽の大きさ	限度額
	5人槽	402,000円
	7人槽	491,000円
	10人槽	638,000円

※町内業者による施工の場合、上記限度額に2万円が加算されます。  
※浄化槽の大きさは使用人数により決定します。

申・問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

生涯学習課

### 県埋蔵文化財センター

いちじょうぎ

## 「美郷町所蔵考古資料展 — 一丈木遺跡とその時代 —」にぜひお越しください

県指定史跡・一丈木遺跡を紹介する展示が、県埋蔵文化財センターで開催中です。一丈木遺跡は千畑小学校から東へ850m、一丈木公園に隣接する縄文時代の遺跡です。これまでの発掘調査で、約5,000~4,000年前の集落の跡や、ほぼ完全な形での土器が確認されています。今回の展示では、町が所蔵する一丈木遺跡の出土土器を中心に、同じく縄文時代の遺跡である中屋敷Ⅱ(なかやしき)遺跡(土崎南部)、十二(じゅうに)遺跡(小荒川)、石名館(いしなだて)遺

跡(南町)の土器・石器などを紹介しています。世界遺産の登録で注目を集める縄文時代、この機会に地元の遺跡や土器に触れてみてはいかがでしょうか。



**期 間**◆12月16日(金)まで(休館日なし)  
**会 場**◆秋田県埋蔵文化財センター(大仙市払田)  
**開館時間**◆午前9時~午後4時 **入 館 料**◆無料

新型コロナウイルス感染症対策を実施していますので、ご協力をお願いします(マスク着用・手指消毒など)。

問 秋田県埋蔵文化財センター ☎0187(69)3331、美郷町学友館 ☎0187(84)4040

## 図書館に視聴覚ブースを設置しました

美郷町立図書館(学友館内)に、図書館が所蔵する視聴覚資料(CDやDVD)を視聴できるブースを設置しました。11月3日より利用できますので、ぜひご利用ください。

2人用ブースが3ブースあります



**利用対象**◆美郷町立図書館の「図書利用券」をお持ちの方  
(お持ちでない方は図書カウンターで作る必要があります)

**利用方法**◆図書館カウンターにお申し込みください。

**利用時間**◆1回1時間以内(1日2回まで)

※ただし、DVD1本(点)等の再生時間が1時間を超える場合は、1本(点)の時間内。

資料内容

- ・美郷町に関係するもの(旧町村が制作した町の様子、六郷のカマクラ行事など)
- ・趣味、教養、学習に関するもの(クラシック音楽、昭和の映像、英語で制作されたアニメなど)
- ・名作文学の映画 など

視聴覚資料は少しずつ増やしていきます!お楽しみに!

問 美郷町学友館 ☎0187(84)4040

## 美郷町サキホコレ作付応援事業

環境に配慮した安全・安心な農産物の産地であることをPRし、地域農業のブランド力強化を図るため、サキホコレの作付けに対して補助金を交付します。

**対象者**◆町内に住所または所在地を有する農業者および集落営農組織で、交付対象水田にサキホコレを作付けし、出荷した方

**補助対象**◆サキホコレの作付に係る生産者負担金

**補助金額**◆補助対象の金額に次のいずれかの補助率を乗じて得た額(千円未満切り捨て)

- ①堆肥「美郷の大地」を10アール当たり60キログラム以上施用して栽培した特別栽培米(3分の2以内)
- ②上記以外(3分の1以内)

**申請方法**◆対象となる方には、町農政課から申請に必要な書類をお届けします。

申・問 町農政課 ☎0187(84)4908

## 食品衛生法関係研修会を開催します

改正された食品衛生法では、これまで許可が不要だった業種についても、許可または届け出が必要な場合があります。研修会では、改正の内容と必要な対応をお知らせします。研修会終了後に相談会も開催しますので、この機会をぜひご利用ください。

**講師**◆秋田県大仙保健所 環境指導課

**注意事項**◆この研修会は改正食品衛生法の内容を説明する研修会であり、食品衛生責任者の養成講習会ではありません。

開催日程等	日時	会場	定員	申込期限
	12月7日(水) 午後2時～午後4時	美郷町役場 3階大会議室	10名	11月30日(水)

農産物の加工や販売促進を支援しています

## 6次産業化支援事業補助金をご活用ください!

町内農産物の加工や販売などの6次産業化の取り組みに対し、その経費の一部を助成します。事前着工は認められませんので、事前に申請を行う必要があります。

補助対象  
経費区分

- ①農産物の加工販売に要する経費(事業規模等により、国県事業を活用する場合あり)
- ②町内における農商工連携の取り組みによる農産物生産支援のための経費
- ③町内産農産物・加工品を首都圏等で販売促進するための経費(町を広くPRできるもの)

### 補助率等

補助対象経費区分	補助率(補助上限額)	補助対象費目	補助対象者
①農産物の加工販売に要する経費	税抜事業費の2分の1 (上限額50万円)	報償費、印刷製本費、委託料、 原材料費、備品購入費、工事 請負費	町内に住所または所在地を有 する農業者
漬物加工場の整備が対象になります。漬物の製造販売には、保健所の営業許可が必要です。営業許可を受けるために、基準を満たした加工場を整備しましょう。漬物加工場の整備がこれからの方は、一度、町農政課へご相談ください。			
②町内における農商工連携の取り組みによる農産物生産支援のための経費	税抜事業費の2分の1 (上限額25万円)	報償費、委託料、負担金、その 他の経費	・町内に住所または所在地を 有する農業者 ・町内の農業者が過半数を占 める団体
③町内産農産物・加工品を首都圏等で販売促進するための経費	税抜事業費の3分の2 (上限額15万円)	報償費、旅費、消耗品費、燃料 費、印刷製本費、役務費、使用 料および借上料、その他の 経費	

申・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908